

母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

(令和7年4月1日現在)

No.	資金の種類	貸付対象	貸付金額	貸付期間	
1	事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	358万円以内 団体537万円以内		
2	事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	179万円以内 団体179万円以内		
3	住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	150万円以内 (特別200万円)		
4	就職支度	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	110,000円以内 (自動車購入は34万円以内)		
5	技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	月68,000円以内 (自動車運転免許は1回46万円以内)	技能習得期間中 5 年 以 内	
6	生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦 生活安定貸付は 母子家庭の母 又は父子家庭の父 になって7年未満 の者のみ	月141,000円以内 (生計中心でない者78,000円以内)	技 能 習 得 期 間 中	習得期間中 5年以内
			月114,000円以内 〔生計中心者でない者 78,000円以内〕	医療介護を 受ける期間	医療又は介護を受 ける期間中1年以内
				失 業 貸 付	離職の翌日から 1年以内
				生活安定貸付	原則3ヶ月以内 【養育費貸付】 生活安定貸付の 一 括 貸 付
7	転 宅	母 子 家 庭 の 母 父 子 家 庭 の 父 及 び 寡 婦	260,000円以内		
8	修 学	母 子 家 庭 の 母 父 子 家 庭 の 父 又は寡婦が扶養している子	35ページ参照	修 学 期 間 中	
9	修 業	母 子 家 庭 の 母 父 子 家 庭 の 父 又は寡婦が扶養している子	月68,000円以内 自動車運転免許は1回46万円以内、 〔ただし、児童が高校3年時で就職希望の場合のみ〕	修 業 期 間 中 5 年 以 内	
10	就学支度	母 子 家 庭 の 母 父 子 家 庭 の 父 又は寡婦が扶養している子	36ページ参照		
11	医療介護	母 子 家 庭 の 母 父 子 家 庭 の 父 又 は 児 童 及 び 寡 婦	340,000円以内 (特に経済的困難な事情にある者48万円以内) (介護に係る貸付は50万円以内)		
12	結 婚	母 子 家 庭 の 母 父 子 家 庭 の 父 又は寡婦が扶養している子	330,000円以内		

※申請者（借受人）の償還の意思や償還能力を確認したうえで、貸付が可能かどうか決定します。また、連帯保証人が必要となる場合があります。（連帯保証人をたてない場合、上表括弧内の利子が課されます。）

据置期間	償還期限	利子	資金の使途
貸 付 の 日 か ら 1 年 間	7 年 以 内	無 利 子 (年1.0%)	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
貸 付 の 日 か ら 6 ヶ 月 間	7 年 以 内		現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
貸 付 の 日 か ら 6 ヶ 月 間	6 年 以 内 (特別7年以内)		住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金
貸 付 の 日 か ら 1 年 間	6 年 以 内	無 利 子 子以外が借受人に なる場合で 連帯保証人なしは 年1.0%	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金
技 能 習 得 後 1 年 間	20 年 以 内	無 利 子 (年1.0%)	事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金 高等学校に修学する場合、その修学及び入学に必要な資金
技 能 習 得 後 6 ヶ 月 間	20 年 以 内	無 利 子 (年1.0%)	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金
医療又は介護を受ける 期間満了後6ヶ月間	5 年 以 内		医療・介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金
貸 付 期 間 満 了 後 6 ヶ 月 間	5 年 以 内		離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状況にある場合の職業に就くまでの期間の生活を維持するために必要な資金
貸 付 期 間 満 了 後 6 ヶ 月 間	8 年 以 内		母子家庭の母又は、父子家庭の父になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金 【一括貸付】養育費の取得に関わる裁判等をするのに際し必要な資金
貸 付 の 日 か ら 6 ヶ 月 間	3 年 以 内	無 利 子 (年1.0%)	住居を移転するのに際し必要な資金
当 該 学 校 卒 業 後 6 ヶ 月 間	20 年 以 内 専修学校（一般課程） 5 年 以 内	無 利 子	高校、高等専門学校、短大、大学、大学院又は専修学校に修学させるために必要な資金
技 能 習 得 後 1 年 間	20 年 以 内		事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金
当 該 学 校 卒 業 後 6 ヶ 月 間	20 年 以 内 (修業5年以内)		小学、中学、高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校又は、修業施設へ入学、入所させるのに際して必要な資金
医 療（ 介 護 ） を 受 け る 期 間 終 了 後 6 ヶ 月 間	5 年 以 内	無 利 子 (年1.0%)	医療を受けるのに必要な資金 介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金（医療、介護を受ける期間が概ね1年以内の場合に限る）
貸 付 の 日 か ら 6 ヶ 月 間	5 年 以 内		子の結婚に際し必要な資金

※貸付額によっては連帯保証人が複数必要な場合があります。
※修学資金、就学支度資金、就職支度資金（配偶者のない者が扶養している子に係るもの）、修業資金については児童が借受人となって貸付を受けることが出来ます。その場合は連帯保証人が必要となります。
※令和2年4月以降、高等教育の就学支援新制度の対象者に就学支度資金及び修学資金を貸し付ける場合、支援の内容が重複するため、貸付額の減額等を行う場合があります。